

2月のトピックス

介護ベッド用手すりに関する重傷事故が2件発生しました。

介護ベッド用手すりでは、これまで、製品のすき間に体の一部を挟み込む、衣服の引っかかり等により首を圧迫する等の重大な事故が発生しています。同様の製品をご使用の方々及びご使用者を介護するの方々には、あらためて取扱説明書・製品の注意表示をご確認いただき、製品に関するリスクを認識して、正しくご使用ください。

また、製品の使用の際に、不具合や不安等がある場合には、製造事業者または販売事業者等にご相談ください。

※ 「日本福祉用具・生活支援用具協会」及び「医療・介護ベッド安全普及協議会」において、介護ベッドのサイドレール・手すり等による事故等についての注意喚起に関する呼びかけを行っています。

◇ 平成21年2月の重大製品事故公表情報(経済産業省) [単位:件 ()内は長野県内での発生件数]

| ガス機器・石油機器に関する事故 | ガス機器・石油機器以外の製品に関する製品起因が疑われる事故 | | | | | | その他の主な製品の内訳 |
|-----------------|-------------------------------|-------|-----------|-------|---------|---|---|
| | エアコン | 電気こんろ | 介護ベッド用手すり | 電子レンジ | 電気衣類乾燥機 | | |
| 34 (1) | 26 | 3 | 3 | 2 | 2 | 2 | ・電気洗濯機 ・扇風機 ・電気掃除機 ・電気ストーブ(ハロゲンヒーター) ・冷水筒 ・ディスプレイモニター ・ショッピングカート ・電気温風器(セラミックファンヒーター) ・ポータブルDVDプレーヤー ・デジタルフォトフレーム ・電気こたつ ほか |

※ 詳細な情報は、経済産業省のホームページ「製品安全ガイド」をご覧ください。
(http://www.meti.go.jp/product_safety/index.html)

経年劣化による製品事故にご注意ください！

～「長期使用製品安全点検制度」が平成21年4月からスタートします。～

製品は、年月の経過とともに部品等が劣化し、火災や死亡事故を起こすおそれが高くなります。そこで、こうした事故を防止するため、「長期使用製品安全点検制度」が創設されました。この制度では、メーカーは設計上の標準使用期間(※)の製品への表示や適切な時期における点検の通知・実施を、販売店等は購入者に制度の仕組みに関する説明を行わなければなりません。また、所有者はメーカーへの所有者情報の登録と、点検等による適切な保守を行わなければなりません。所有者情報の登録により、点検時期になるとメーカーから所有者にお知らせが届きますので、点検(有料)を受けてください。

【対象製品】

<H21.4.1以降に製造・輸入された製品>

屋内式ガス瞬間湯沸器(都市ガス用/LPガス用)

屋内式ガスふろがま(都市ガス用/LPガス用)

石油給湯器

石油ふろがま

FF式石油温風暖房機

ビルトイン式電気食器洗機

浴室用電気乾燥機

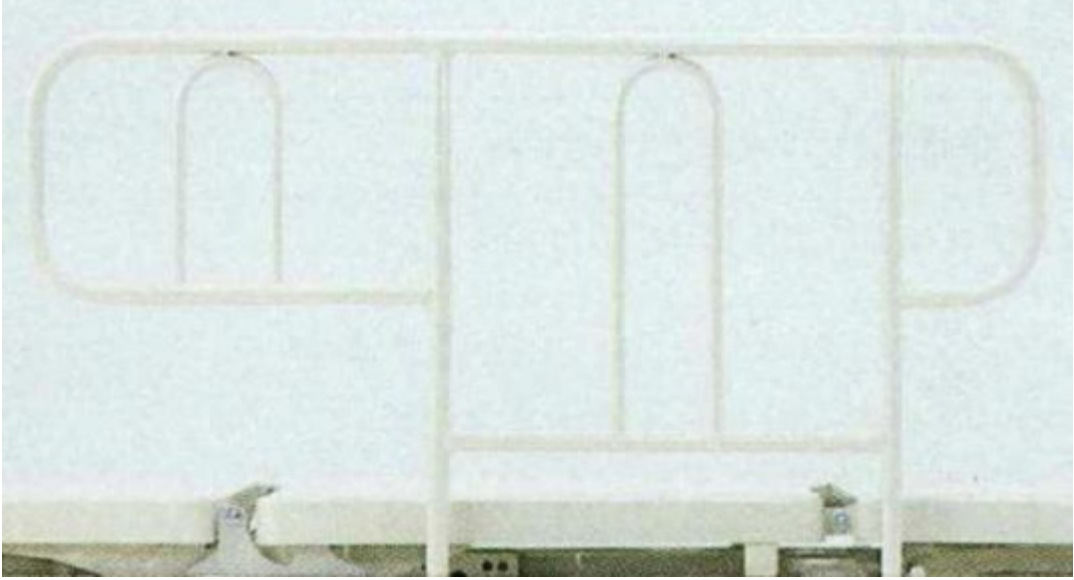
※『設計上の標準使用期間』

標準的な使用条件の下で使用した場合に安全上支障なく使用することができる標準的な期間として、当該製品の製造・輸入事業者が設計上設定するもの(無償の保証期間とは異なるものです。)

【発行】長野県 企画部 消費生活室

電話:026-223-6770

ホームページ:<http://www.pref.nagano.jp/kikaku/seikatsu/jyouhou/index.htm>



介護ベッド用手すり



介護ベッド用手すり